

大気常時監視自動計測器の入札談合に関する
損害賠償請求に係る訴訟の和解について

1. 事案の経緯

- 平成20年11月12日、公正取引委員会が大気常時監視自動計測器の製造販売業者4社が独占禁止法に違反する行為(談合)を行っていたとして、うち3社に対し、排除措置命令および課徴金納付命令。
- 談合が行われていたとされる期間(平成16年6月～平成20年4月)の入札について、県が購入した機器について調査したところ、談合が行われていた期間とその後での同一機種種の自動計測器の購入価格に大きな差が生じており、県が損害を被ったことが明らかとなったことから、平成23年11月8日付けで3社(紀本電子工業㈱、㈱東亜ディーケーケー、㈱堀場製作所)に対して損害賠償を請求。
- 3社とも請求に応じなかったことから、平成24年3月28日に大津地方裁判所へ訴訟を提起。

2. 訴訟の経過

平成24年5月24日 口頭弁論

平成24年8月29日～平成26年3月11日 弁論準備手続き13回

3. 和解条項確定案(概要)

和解額 1,690,500円

支払方法 年1回の10回分割払い*

主債務者 被告紀本電子工業株式会社

連帯保証 他被告2社、利害関係人1名

和解条項に定める外、債権債務がないことを相互に確認する。

*支払方法は、支払能力を勘案した被告の主張による。

4. 対応案

和解条項確定案により和解することとしたい。

- 和解額は、他自治体と比較しても最高の和解率*。

*和解額169万円÷購入契約額483万円=35%

- 分割払いについては、他自治体の状況から相当。

5. 今後の予定

(県議会6月臨時会議にて上程、議決)

H26.7.17 和解期日